

第1章 計画の策定にあたって

策定の趣旨

高齢化や人口減少が進むわが国では、社会的孤立や育児と介護のダブルケア、8050問題、虐待、障がい者本人や家族の高齢化、子どもの貧困など、さまざまな課題を複合的に抱える世帯が見られ、高齢者・障がい者・児童などの対象者別の公的支援のみでは解決を図ることが困難となっています。また、人と人とのつながりや支え合いが希薄化し、地域の担い手の確保が課題となっています。

そこで、国は「地域共生社会の実現」を掲げ、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域のコミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築に向けて改革を進めています。また、地域共生社会の実現に向けては、引き続き、地域福祉の推進が重要であるとされています。

本市では、地域福祉の推進を図るため、市は平成18（2006）年に「地域福祉計画」を、社会福祉協議会は平成19（2007）年に「地域福祉活動計画」をそれぞれ策定しました。

また、市と社会福祉協議会の連携を強化し、より効果的に地域福祉を進めていくため、平成23（2011）年に「第2次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画」、平成28（2016）年に「第3次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「第3次計画」とします。）を一体的に策定しました。第3次計画では、コミュニティソーシャルワーク事業の充実や、生活困窮者の自立支援など、各事業を効果的に推進してきました。

これまでの取組の成果や社会情勢、市民ニーズの変化等を踏まえ、新たに地域共生社会の実現を目指し、本市における地域福祉推進にあたっての基本的な考え方と具体的な取組を明らかにしていくものとして、「第4次高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画」（以下、「本計画」とします。）を策定します。

地域共生社会や地域福祉の考え方

地域共生社会とは

平成28（2016）年に「ニッポン一億総活躍プラン」（閣議決定）において提案された理念で、制度・分野の枠や、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会とがつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる、包摂的なコミュニティ、地域や社会を創るという考え方です。

地域福祉とは

だれもが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていくために、住民のみなさん一人ひとりが主役となって、地域の各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者、行政などが連携し、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を築きながら“共に生き、支え合う社会”を実現することです。

地域福祉計画とは

地域福祉計画は、社会福祉法第107条を根拠とし、だれもが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていけるように、互いに助け合い、支え合うような関係づくりを進めるため、住民、地域の関係団体等と行政が協働して進めていくための計画です。

地域福祉活動計画とは

地域福祉活動計画は、民間の立場から住民が地域でいきいきと安心して生活をするために、社会福祉協議会並びに地区福祉委員会や福祉関係団体の活動課題を明確にし、問題解決に向けた実践の計画です。

高槻市地域福祉計画・地域福祉活動計画

市と社会福祉協議会は、車の両輪の関係として地域福祉の推進に取り組んでいますが、連携を強化し、より効果的に地域福祉の推進を図るため、行政の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体的に策定し、基本理念・基本目標・方針を共有しています。

「地域」のとらえ方

「地域」のとらえ方は家族構成やライフスタイルによって異なります。また、地域ではさまざまな団体等が活動しており、地域福祉を推進していくためには、地域を重層的にとらえ、それぞれの取組が連携していくことが求められています。そのため、本計画における「地域」は、活動の取組やサービスの内容などによって、柔軟にとらえることとしています。

2

計画の位置づけ及び計画期間

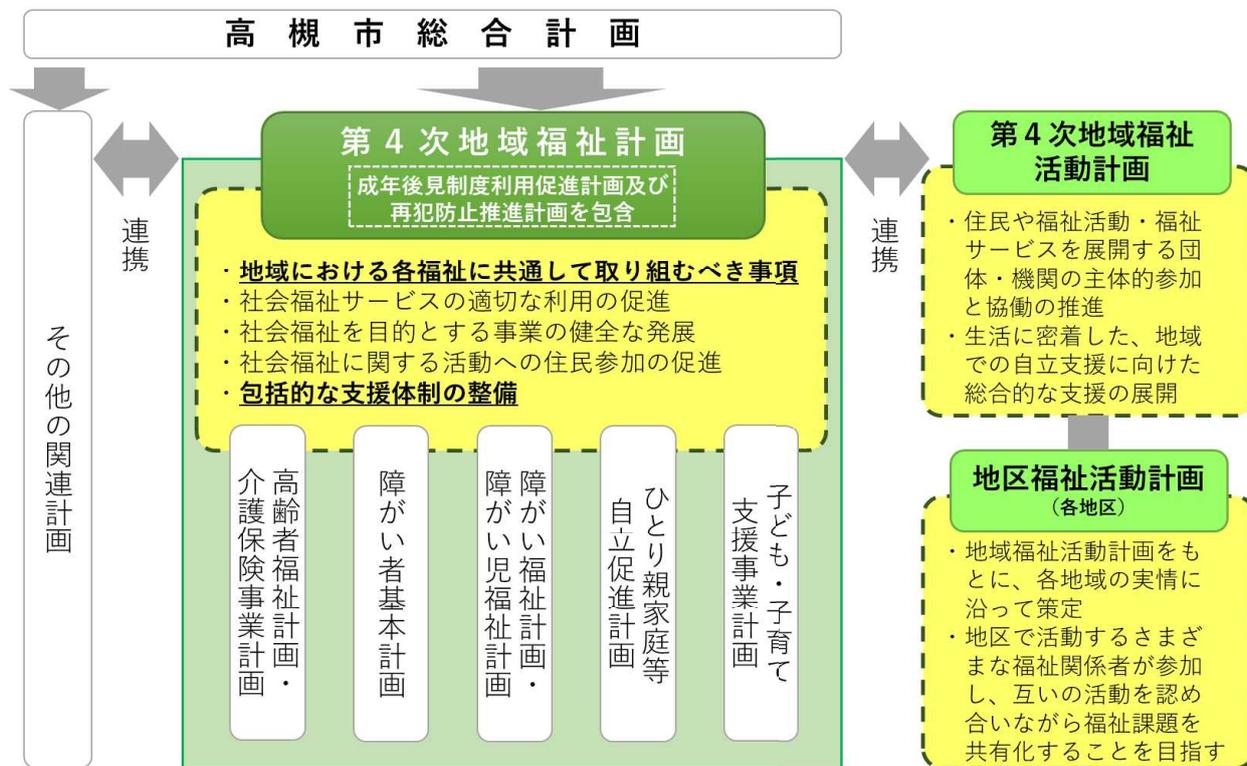
(1) 計画の位置づけ

本計画は、行政計画である地域福祉計画と、民間の活動・行動計画である地域福祉活動計画を一体的に策定するものです。

市の「地域福祉計画」は、「第6次高槻市総合計画」における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画、また各福祉分野の「上位計画」として、“地域福祉”の視点から、共通する取組や、今後の施策を展開していく上での方向性や基本事項を定めます。福祉分野ごとの個別具体的な施策は、各分野計画に掲載し、地域福祉計画との調和を図りながら推進していきます。

また、地域福祉計画には、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく「成年後見制度利用促進計画」、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく「再犯防止推進計画」を包含して策定します。

社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」は、民間の立場から、住民、福祉活動を行う団体や事業者等が協働して、地域福祉の推進に取り組むうえでの基本事項を定めます。



(2) 計画の期間

計画の期間は、第3次計画では5年間としていましたが、次期「高齢者福祉計画・介護保険事業計画」、「障がい者基本計画」、「障がい福祉計画・障がい児福祉計画」と計画期間・終期を統一することにより、より効果的な計画の推進・調和を図るため、本計画は、令和3（2021）年度から令和8（2026）年度までの6年間とします。

ただし、国や大阪府などの動向を踏まえて、また、社会情勢の変化や関連計画との調整を考慮して、必要に応じて見直しを行います。



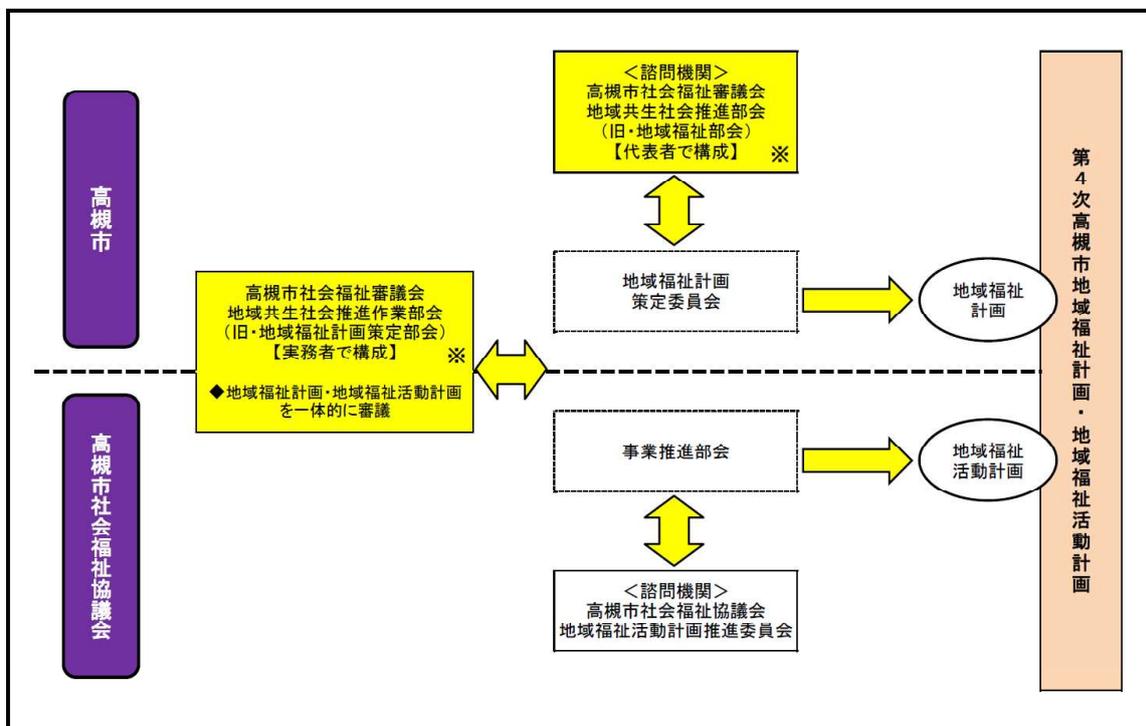
3

計画の策定体制

本計画の策定にあたって、「市民意識調査」において地域福祉に関する質問を設けるとともに、地域福祉活動を推進している地区福祉委員会に、これまでの取組や地域の現状等について意見の聴き取りを行いました。また、新たに盛り込む包括的な支援体制の整備に関して、各分野の相談支援機関にアンケートを行うとともに、再犯防止推進計画に関して、保護司会との意見交換を行いました。

計画策定の調査・審議については、学識経験者や、各種団体の代表者、公募の市民などで構成する「高槻市社会福祉審議会地域共生社会推進作業部会」において行い、取りまとめた計画の体系・素案等を、市は「高槻市社会福祉審議会地域共生社会推進部会」、社会福祉協議会は「高槻市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会」に諮りました。

また、市においては、関係部署で構成する「地域福祉計画策定委員会」で、社会福祉協議会においては、理事・評議員で構成する「事業推進部会」において協議、検討を行いました。さらに、計画素案に対して、パブリックコメントによる市民意見の公募を行い、多くの市民の意見の反映に努めました。



※令和2(2020)年4月、高槻市社会福祉審議会の「地域福祉部会」を「地域共生社会推進部会」に、「地域福祉計画策定部会」を「地域共生社会推進作業部会」に名称変更しました。

4

計画の推進・進行管理体制

(1) 計画の普及啓発

広報誌やホームページなどで本計画の周知を図ります。また、公民館、コミュニティセンターへの配架や、地域の各団体や関係機関への配布により、地域福祉の担い手である市民に対する周知を行います。

さらに、職員出前講座や講演会、相談支援機関等に対する研修会等において普及啓発を行うとともに、地域での井戸端会議等の機会をとらえて周知を図ります。

(2) 計画の進め方

本計画は、市と社会福祉協議会との連携のもと、地域福祉の担い手である市民、地域の各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者、相談支援機関等と連携・協力し、それぞれの役割を果たすことにより、取り組んでいくものです。

計画の推進にあたっては、地域福祉の担い手の主体性を最大限に尊重しながら地域福祉の取組を進めることにより、地域共生社会の実現を目指します。

●期待される市民の役割

地域福祉を推進していくためには、市民が地域福祉活動に関心を高め、積極的に参画していくことが重要です。地域での支え合い、助け合いの関係をつくっていくとともに、課題を抱える近隣住民の発見・つなぎなど、地域課題を自らの問題として受け止め、自身が取り組めることから、具体的な地域福祉活動へつなげていくことが期待されます。

そのため、各種研修や講座、地域の集まり、地域活動、ボランティア活動など、参加しやすい活動から積極的に参加することが望まれます。

●期待される地域団体等の役割

地域では福祉活動の充実が図られてきており、また、各種団体の活動も活発化しています。住民の身近な地域で活動する地区福祉委員会、民生委員児童委員協議会、自治会や地区コミュニティ、老人クラブ、広い地域で公益活動や市民活動を行う団体、

さまざまな事業を展開するNPO等、多くの団体が地域での福祉活動に取り組んでいます。これらの団体については、市民が具体的な活動への第一歩を踏み出すきっかけづくりとしての役割や、地域課題を発見し、地域で解決を試みることなどが期待されます。

そのため、市民への積極的な情報発信を行うとともに、団体間における交流と、社会福祉協議会や市との一層の連携強化が望まれます。

●期待される相談支援機関の役割

相談支援機関は、地域共生社会の推進において、中心的な役割を担うことが求められます。自らの分野の相談支援機能を充実させることはもちろん、制度の狭間にある世帯への支援や、複雑化・複合化した生活課題に対応するため、分野を超えた相談支援を充実させることなどが期待されます。

そのため、各分野の相談支援機関同士や関係機関・団体との一層の連携強化が望まれます。

●市の役割

市は、地域福祉の推進にあたり、市民福祉の向上を目指して、福祉施策を効率的・効果的かつ総合的に推進し、公的な福祉サービスを適切に運営していく責務・役割があります。

市の全庁的な体制のもと、横断的な視点で各事業を実施するとともに、社会福祉協議会、地域で福祉活動を行う関係団体等と連携・協力を図りながら、計画を推進していきます。

さらに、市民の地域福祉活動への参画を促すため、参加機会の提供の充実に努めるとともに、地域の各種団体や相談支援機関のネットワーク化を図り、総合的な相談支援体制の強化や情報提供の充実を図ります。

●社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、地域福祉推進の中核を担う組織として、市とともに、地区福祉委員会をはじめ、民生委員児童委員協議会、自治会や地区コミュニティ、ボランティアやNPO、福祉施設等との連携をさらに深め、計画を推進していきます。

また、地域福祉活動を実践するボランティアや地区役員の育成、資質向上を図るとともに、新たな地域福祉活動の担い手づくりのため、講座や事業等を実施します。

(3) 計画の推進にあたって踏まえる視点

① 持続可能な社会づくり（SDGsの視点）

持続可能な開発目標（SDGs）は、「誰ひとり取り残さない」社会の実現を目指すための令和12（2030）年を期限とする国際目標であり、17のゴール・169のターゲットを設定しています。

わが国においては、持続可能な社会づくりに向け、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が進められており、本市においても、SDGsの目標を踏まえ、施策を推進していくことが求められています。

17のゴールのうち、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「11 住み続けられるまちづくりを」などが地域福祉に特に関連が深いものであり、本計画の推進がSDGsの目標にも資するといえます。



資料：外務省

② 感染症の流行への対応

令和元（2019）年度に発生した新型コロナウイルス感染症は、わが国において初めての緊急事態宣言が出され、日常生活に大きな影響を与えています。

地域福祉は、住民同士のつながりや、見守り、支え合いなど、対面での活動が中心であり、感染症の流行下では、「密閉・密集・密接」の回避や「人と人との距離の確保」などが求められ、さまざまな活動が大きく制約される状況となりました。

今後、感染拡大が収束した後の社会においても、「新しい生活様式」等を踏まえ、感染リスクの低減を図りながら、地域の活性化や見守り支援の方策を検討するなど、創意工夫した活動の展開が求められます。

本計画の推進においても、国の動向や最新の知見に基づき、感染症の流行への対応を図っていきます。

(4) 計画の進行管理体制

本計画は、市の「地域福祉計画」と社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」を一体的に策定したものです。そのため、市と社会福祉協議会は緊密な連携を図りながら、各事業を推進していく必要があります。

そこで、市では、庁内の「策定委員会」において、行政内部の連携のもと、計画の推進を図ります。また、諮問機関である「高槻市社会福祉審議会地域共生社会推進部会」において、毎年取組状況の評価、提言を行います。

社会福祉協議会では、「高槻市社会福祉協議会地域福祉活動計画推進委員会」において、関連団体との連携のもと、計画の推進を図るとともに、毎年取組状況の評価、提言を行います。

取組状況の評価、提言にあたっては、方針ごとに設定した「方針が達成された場合の姿（イメージ）」を踏まえ、定量的な評価にとどまらず、多角的な視点で総合的な評価を行うこととします。

